

つくば工科高校における防犯カメラ等の設置及び運用に関する規定

1. 目的

この規定は、つくば工科高校に設置する防犯カメラ等について、個人情報 の適正な取扱いを確保し、設置目的である犯罪防止や事故防止等と個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、防犯カメラ等の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図ることを目的とする。

2. 定義

この規定において「防犯カメラシステム」とは、つくば工科高校の安全な管理運営および犯罪の予防を目的として設置されるカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

3. 対象カメラと撮影範囲

この規定の対象は、つくば工科高校に設置された防犯カメラ等で画像表示装置と録画装置を有するものとし、撮影は設置目的を達成するために必要な範囲に限るものとする。

4. 管理責任者

防犯カメラシステムの適正な管理、および運用を図るため、管理責任者を置き、学校長をもってこれに充てる。

管理責任者は、防犯カメラシステムの管理および運用がこの要綱に則り、常に適正に行われるよう、防犯カメラシステムに関する事務を統括する。

5. 管理責任者の責務

- ①管理責任者は、画像の漏えい、流失等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ②管理責任者は、撮影対象区域に立ち入る前の位置に、防犯カメラ等を設置している旨をわかりやすく表示しなければならない。
- ③管理責任者は、原則として画像を公開してはならない。
- ④管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ⑤管理責任者は、防犯カメラ等、画像表示装置と録画装置の操作を行う担当者を指定し、操作担当者以外の操作を禁止するものとする。

6. 画像の保存および取扱い

防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保存および取扱いは、次のとおりとする。

- (1)画像の保存期間(重ね取りする場合は、上書きするまでの期間)は概ね2週間以内とする。
- (2)防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製してはならないものとする。
- (3)画像を記録した記録媒体は管理責任者の許可なく画像表示装置または録画装置の設置場所以外に持ち出してはならないものとする。
- (4)画像を保存していた記録媒体の廃棄にあたっては、画像の消去を確実に行った上で、破砕あるいは裁断等の措置を講じるものとする。
- (5)画像の閲覧は、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は画像表示装置または録画装置の設置場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。
- (6)画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(様式1号)に記録し、翌年度まで保管するものとする。
ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。

7. 画像の利用及び提供

画像は、次にあげる場合を除き、設置目的範囲を超えて、利用または提供してはならない。

- (1)本人の同意があるとき、または本人に提供する場合。
- (2)法令等の定めがある場合。
- (3)人の生命、身体又は財産の保護をするために緊急に必要がある場合。
- (4)捜査機関からの犯罪捜査の目的により文章で提出を求められた場合。

8. 苦情の処理

管理責任者は、防犯カメラ等により撮影し、記録される画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

9. 操作および庶務

防犯カメラの運用に関する操作および庶務は、管理責任者が指名した操作担当者があたる。

操作担当者は、教頭・生徒指導主事・情報管理部長および事務長をもって、これに充てる。

10. その他

- (1) この規定に定めのあるもののほか、防犯カメラ等により撮影し、記録される画像の取扱いについては、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)の規定によるものとする。
- (2) 管理責任者は、「防犯カメラ作動中」という表示プレートを設置し、外部に周知させるものとする。

付則

この規定は、令和2年11月20日から施行する。施行後、管理責任者はただちにホームページ等に規定を掲載し、外部に周知する。